

答申第 71 号

答 申

「ドライブレコーダーの映像と音声」非開示決定案件

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」とする。）の結論

令和 4 年 7 月 20 日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 4 年 7 月 8 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「私が令和 4 年〇〇月頃に、私の家から〇〇署に向かうパトカーの中で警察官から暴力を受けた様子が分かるドライブレコーダーの映像と音声」について個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は令和 4 年 7 月 20 日、条例第 19 条第 2 項第 1 号に規定する、開示することで、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報及び条例第 19 条第 2 項第 5 号に規定する、開示することで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとして、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和4年7月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し「ドライブレコーダー映像の開示を求める。」として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 請求人の主張

請求人が審査請求書において主張する審査請求の趣旨は、次のとおりである（以下原文ママ）。

開示を請求している理由としては、〇〇で予定されている損害賠償請求調停事件の証拠として利用する為である。

その他の利用は想定されていない事を留意して頂きたい。

愛媛県個人情報保護条例 19 条 2 項 1 号に該当

開示することで、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。

とあるが、警察 24 時などの番組に対してドライブレコーダーの映像は個人情報情報を隠したうえで提供しており前例が存在する。

すなわち個人情報保護に関しては、加工後なら問題はないとするのが妥当である。

それとも国民に対してのモザイクは可で、警察のモザイクは不可というのだろうか？しかも国民の場合は裁判や調停の場ではなくテレビに映されるのである。

愛媛県個人情報保護条例 19 条 2 項 5 号に該当

開示することで、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

開示を請求している映像自体が暴行の証拠であり犯罪の予防の段階ではない。

公共の安全の為に言うのならば、警察官の暴行は裁かれるべきである。

公共の安全の為に映像は中立な調停員及び裁判官が閲覧する必要がある。

刑の執行の支障に関しては県警自体本件の捜査を拒否し、刑の執行という義務を放棄しているのではないか。(苦情を出した際に本件に関する被害届は受理しないと宣言している)むしろ、民事調停に用いる証拠を出さないというのは、それこそ司法への支障と言えるのではないだろうか？

調停の証拠として提出するものを“公訴の維持”で公開しないのは矛盾していると言えるのではないだろうか。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張する本件処分とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件個人情報について

実施機関では、本件請求に係る個人情報について、令和4年〇〇月〇〇日に審査請求人が自宅で保護された後、警ら用無線自動車（以下「パトカー」という。）により自宅から〇〇署まで搬送された際のパトカーのドライブレコーダーの映像と音声（以下「本件個人情報」という。）であると特定した。

2 本件個人情報を開示しない理由

- (1) 本件請求の対象となったパトカーのドライブレコーダーは、フロントガラス内側に設置されたカメラで目の事象を撮影し、その映像及び音声を記録する装置であり、車内を撮影した映像は存在しない。

保存された動画データを確認したところ、審査請求人をパトカーに乗車させる際や、パトカー乗車中に、審査請求人及び警察官の声は録音さ

れていたが、姿態は撮影されていなかった。

しかしながら、審査請求人をパトカーに乗車させた後、同人方から移動を始めた際に、同人方付近路上に立ち、パトカーの方を見ている者の姿態が記録されていたほか、走行中にも多数の通行人が撮影されていた。

こうした状況の中、仮にドライブレコーダーの映像を開示した場合、審査請求人の自宅付近で路上に立ち様子を窺っていた者と審査請求人の間で今後トラブルに発展する可能性があり、また、映像中の通行人等のプライバシーの侵害など、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

なお、条例第 19 条第 2 項第 1 号ただし書きにおいて規定する非開示の例外とする場合にも該当しない。

以上の点から、本件個人情報、条例第 19 条第 2 項第 1 号において非開示情報と規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

- (2) 本件開示請求の対象となったパトカーのドライブレコーダーの映像を開示すれば、パトカーに搭載したドライブレコーダーの撮影距離、撮影範囲、解像度等の性能が明るみになり、今後の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、録音されていた音声には、警察官と審査請求人との会話以外にも、警察本部通信指令課あるいは警察署との間の無線通話が含まれており、開示することで、他の事案に係る通話内容と対応状況、警察が無線通話において使用する様々な略語、緊急走行の実施に係る判断基準等が明らかになり、審査請求人に係る事案に限らず、実施機関における将来的な各種捜査活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上の点から、本件個人情報は、条例第 19 条第 2 項第 5 号において非開示情報と規定する公共の安全等に関する情報に該当する。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている個人情報、「パトカーのドライブレコーダーの映像と音声」である。

本件処分に関して、実施機関は、本件個人情報を非開示とした理由を、

条例第19条第2項第1号において非開示と規定する請求者以外の個人に関する情報に該当するため、開示することで当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。

条例第19条第2項第5号において非開示と規定する犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

としている。

これに対し、請求人は、審査請求書において、

- 開示請求をする理由は、○○で予定されている損害賠償請求調停の証拠として利用するためである。
- 条例第19条第2項第1号に該当するとあるが、警察24時などの番組に対してドライブレコーダーの映像は個人情報を隠した上で提供しており、加工後なら問題ないとするのが妥当である。
- 条例第19条第2項第5号に該当するとあるが、開示を請求している映像自体が暴行の証拠であり犯罪の予防の段階ではない。
- 公共の安全のためと言うのなら、警察官の暴行は裁かれるべきであり、公共の安全のために映像は中立な調停員及び裁判官が閲覧する必要がある。

等と主張しているところであり、以下実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 処分に係る具体的な判断

(1) 条例第 19 条第 2 項第 1 号の妥当性

本件個人情報、条例が非開示と規定する開示請求者以外の個人情報に該当するか否かについて検討する。

条例は第 19 条第 2 項第 1 号では、開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示しないと規定している。

実施機関は、ドライブレコーダーの映像及び音声の中に、路上で様子をうかがっていた者の姿態や通行人の姿が撮影されており、また、請求人と警察官の会話が録音されていると説明している。

その上で、仮にドライブレコーダーの映像や音声を開示した場合に、これら通行人等と請求人の間で今後トラブルに発展することも考えられるほか、通行人等のプライバシーの侵害など、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるという。

たしかに、パトカーに設置されたドライブレコーダーの映像に容姿が写っているのが、請求人方の近隣住人を含む不特定多数の者であり、請求人との関連性や、開示することの可否に係る意向などについて確認することができない以上、本件個人情報を開示すれば、特定の個人を識別できる情報が明らかとなり、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるとする、実施機関の説明は合理的であると言える。

また、いずれの情報も条例第 19 条第 2 項第 1 号ただし書きに規定する例外規定に該当しないことから、条例第 19 条第 2 項第 1 号において非開示と規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第 19 条第 2 項第 5 号の妥当性

条例第19条第2項第5号では、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報については、開示しないと規定している。

実施機関は、本件個人情報を開示することにより、パトカーに搭載されたドライブレコーダーの撮影距離、撮影範囲、解像度等の性能が明るみになり、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

また、録音されていた音声についても、警察官と請求人の会話以外にも、警察官同士の無線通話が含まれており、開示することで他の事案に係る通話内容と対応状況、警察独自の略語、緊急走行の実施に係る判断基準等が明らかになることから、実施機関における将来的な各種捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるという。

たしかに録音された音声に関しては、警察特有の無線情報や、判断基準に関わる情報が含まれているために、今後の捜査に多大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

しかしながら、映像に関しては、パトカーのドライブレコーダーの撮影範囲や撮影距離、解像度等の機器の性能そのものが明るみになる事が出ることにより、今後の捜査に支障を及ぼすとしている実施機関の説明は抽象的であり、ドライブレコーダーの映像が事件捜査に用いられる場合があることについては疑う余地はないが、各種事件捜査における捜査手法はパトカーのドライブレコーダーに特化されるものではなく、個別の事件に応じて様々な方法で行われることに鑑みれば、合理性は認められない。

したがって、本件個人情報のうち音声については、条例第19条第2項第5号において非開示と規定する公共の安全等に関する情報に該当するとして実施機関の判断は妥当であるが、映像については、条例第19条第2項第5号に該当するとして実施機関の判断は妥当ではない。

(3) 条例第20条に規定される部分開示の可否について

条例第20条には、実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に前条第2項各号のいずれかに該当する個人情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定している。

実施機関は、本件個人情報について、請求者以外の個人に関する情報や公共の安全に関する情報を含み、かつ現有の機器で映像と音声を容易に区分して除くことができないことから、部分開示は適当ではないと説明している。

2(2)のとおり、ドライブレコーダーの音声については、公共の安全に関する情報が多分に含まれるため、音声のみを開示することは適当ではないとする実施機関の説明は合理的である。

また、ドライブレコーダーの映像については、パトカーのフロントガラスから前方の様子を撮影したもので、車内の映像を撮影したものは存在しない。

条例第20条のただし書きには、非開示部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りではないと規定されており、非開示部分を容易に取り除いた上で、請求者に係る個人情報に関する情報を開示しなければならない場合の適用除外とされているところ、請求人が損害賠償請求調停の証拠として用いることなどを理由に開示を求めている警察官による暴行の瞬間をとらえた映像は、暴行の事実が存在するか否かはさておき、本件開示請求の対象となったドライブレコーダーの映像中には、そもそも存在しないのだから、仮に実施機関が映像を加工する機器を保有し、容易に当該映像を部分的に切り取ることができたとしても請求人にとって到底有意な情報とは認められず、実施

機関に映像のみを切り取って開示する義務は生じないとする。

3 請求人の意見について

- (1) 請求人は、開示すべき理由として、民事調停における証拠としての利用目的であること、テレビ番組でパトカーのドライブレコーダーの映像が流れていること並びに警察官の暴行が裁かれるべきであることを主張するが、いずれも条例が規定する非開示情報を開示できる場合の事由に該当しないことから、これを採用することはできない。
- (2) その他請求人の主張については、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
令和4年11月4日	諮問
令和5年1月17日	審査会（第1回審議）
同年3月16日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	